

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）

8, 4 2 1 百万円（8, 4 2 1 百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し、良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

○改正内容

低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

平成 22 年度から 26 年度にかけて実施してきた低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野における CO2 削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

2. 事業計画（業務内容）

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。
助成率：1／3（一部事業 1／2）、助成先：市町村等

3. 施策の効果

浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

4. その他

上記の循環型社会形成推進交付金による浄化槽整備以外に、他府省に別途計上された以下の国庫交付金により浄化槽の整備を推進。

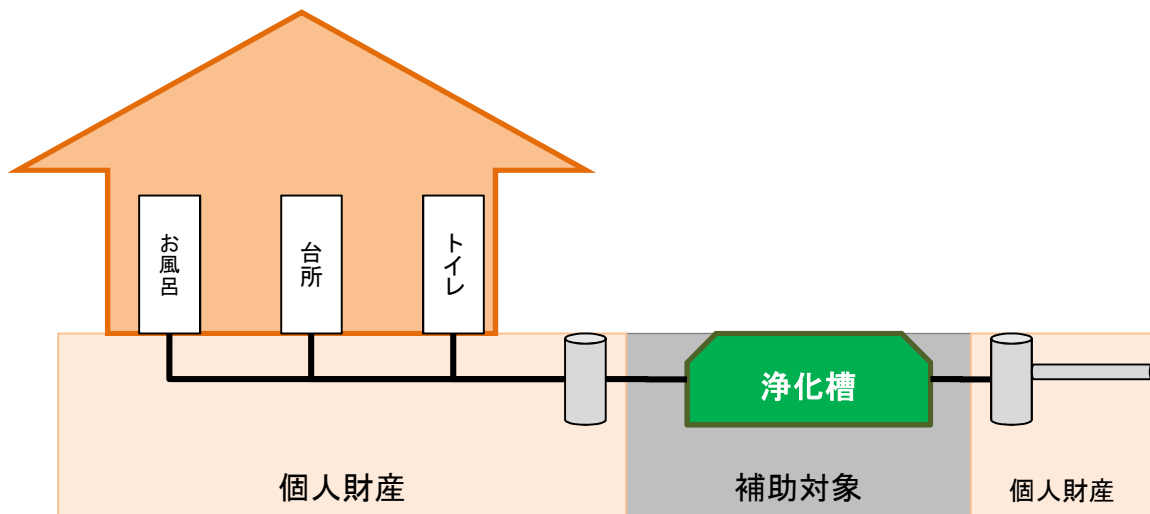
○内閣府計上 地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）

○復興庁計上 東日本大震災復興交付金（低炭素社会対応型浄化槽集中導入等事業）

循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

(公共)

平成27年度予算(案)額8,421百万円
(平成26年度予算額:8,421百万円)
支出先:市町村等



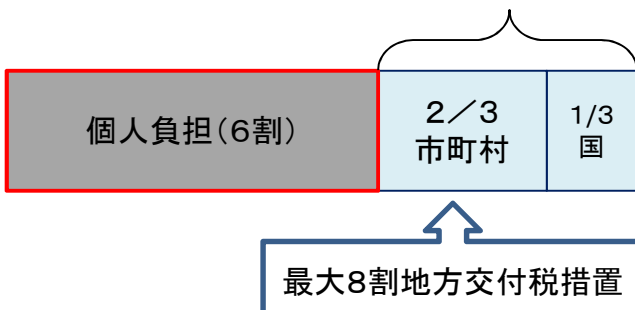
浄化槽設置整備事業 (S62～)

- 個人が設置し、市町村が設置費用(本体+施工費)を助成する事業。
- 個人が維持管理を行う。

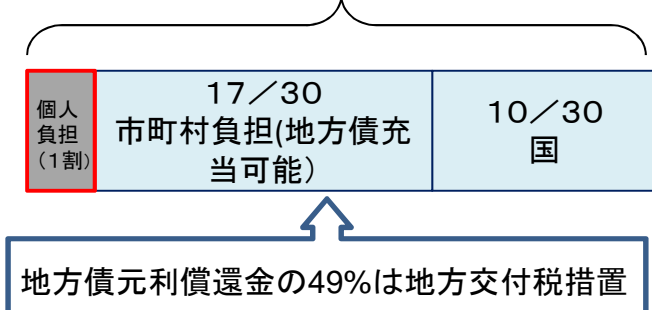
浄化槽市町村整備推進事業 (H6～)

- 市町村が個人の住宅に設置する。
- 市町村が維持管理を行う。

国庫助成対象額
(4割)



国庫助成対象額
(10割)



注) 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、沖縄、離島地域において、助成率は1/2となっている。